

理事会 議題

1. 開催日時 平成30年6月29日(金) 14:30～
2. 開催場所 三翠園 1階「富士の間」
3. 理事数 39名 定足数2分の1 20名
出席理事 名
4. 議題
 - (1) 各委員会委員の委嘱について …資料1
 - (2) 新規入会者について …資料2
 - (3) 下水道部会規程の改定について …資料3
 - (4) 報告事項及びその他議題について

理事会・組織委員会名簿(30年度)

平成30年6月29日(金)

役職	氏名	商号	理事会	総務	労務	土木	建築	懇親会
会長	吉村文次	(株)藤組	出席					出席
副会長	西野精晃	(有)西野建設	出席					出席
"	杉本貞雄	杉本土建(株)	出席					出席
"	國藤浩史	須工とさわ(株)	出席					出席
"	土居三平	(株)土居建設	出席					出席
"	杉原庄二	(株)三宝工務店	出席					出席
理事	三谷修一	(株)三谷組	出席					出席
"	山本 總	(有)山又建設	出席			出席		(欠席)
"	石建 守	(株)興国建設	出席					出席
"	磯部昌平	(有)磯部組	出席	出席				出席
"	岡崎 隆	四国開発(株)	出席					出席
"	常徳和也	ジョウタク建設(株)	出席	出席				(欠席)
"	豊永英雄	(株)東豊興業	出席	出席				出席
"	佐古田光昭	(株)長重建設	出席		出席			出席
"	尾崎盛裕	(株)尾崎建設(株)	出席			出席		(欠席)
"	尾崎薫祐	大旺新洋(株)	(欠席)	出席				出席
"	三谷勝水	ミタニ建設工業(株)	出席	出席				出席
"	横山 巖	入交建設(株)	出席			(欠席)		出席
"	西村 高	(有)土佐土建	出席	出席				出席
"	森本修久	(株)森本興業	(欠席)			出席		(欠席)
"	嶋崎勝昭	(株)晃立	出席			出席		出席
"	織田隆寛	織田建設(有)	出席					出席
"	三本稔彦	(有)三本建設	出席	出席				出席
"	松元秀人	(有)松元建設	出席					出席
"	田邊 聖	(株)田邊建設	出席	出席				出席
"	佐田 博	刈谷建設(株)	出席	出席				出席
"	福原紀夫	福原建設(株)	出席	出席				出席
"	山本 修	山本建設(株)	出席					出席
"	所谷昌幸	所谷建設(株)	出席	出席				出席
"	沢長木基希	沢長木建設(株)	出席		出席			出席
"	新谷 茂	新谷建設(株)	出席	出席				出席
"	中島 久	中島建設(有)	(欠席)		(欠席)			(欠席)
"	市原悦宏	(有)平成技建	(欠席)				出席	(欠席)
"	上原昭彦	(株)上原プロジェクト	出席					出席
"	山下繁治	(有)山下工務店	出席	出席				出席
"	結城裕雅	三和建設(有)	出席		出席			(欠席)
"	大場智公	福留開発(株)	出席					出席
"	山崎一志	高大建設(株)	出席		出席			出席
"	川上勲夫		出席					出席
監事	小西啓太	(有)西新洋米村(株)	(欠席)					(欠席)
"	島崎榮浩	(株)島崎建設	(欠席)					(欠席)
"	高橋和宏	日成土木(株)	出席					出席
"	伊与田和彦	(株)伊与田組	出席					(欠席)
"	丁野敏明	(株)響建設	出席					(欠席)
総務委員	橋本博俊	(株)橋本工業(有)		出席				出席
"	坂本安廣	(株)轟 組		出席				出席
"	三谷 斉	(株)三谷組		出席				出席
"	上岡武司	(株)上岡工務店		出席				出席
"	岸之上康夫	(株)岸之上工務店		出席				出席
"	福家淳也	フクヤ建設(株)		出席				出席
"	益岡博史	(株)益岡工務店		(欠席)				(欠席)
"	森岡敏雄	(株)開洋		(欠席)				(欠席)
労務委員	森本昌宏	森本産業(有)			出席			出席
"	岩城立郎	(有)岩城組			出席			出席
"	鍋島英典	南国建興(株)			出席			出席
"	川久保満月男	(有)大寿建設			出席			出席
"	木原勇一	入交建設(株)			出席			出席
"	小松盛樹	新進建設(株)			(欠席)			(欠席)
"	玉木大祐	高陽開発(有)			出席			出席
"	前田郁男	大旺新洋(株)			出席			出席
"	近澤克昌	(株)龍生			出席			出席
"	林 健二	(株)大一林組			出席			出席
"	鍋島次郎	(株)鍋島建設(株)			出席			出席
"	藤田和正	(株)藤田建設			出席			出席
"	浜村祥郎	(株)丸三建設			出席			出席
"	猪谷昭彦	三崎建設(有)			出席			出席
"	野口 隆	(株)宗石建設工業所			出席			出席
土木委員	山本 諭	(株)山本建設			(欠席)			(欠席)
"	田内雅毅	(株)田内組			出席	出席		出席
"	笹岡洋年	(有)山中建設			出席	出席		出席
"	田内俊二	(株)轟 組			出席	出席		出席
"	山本周児	(有)手箱建設			出席	出席		出席
"	西森 功	(株)西森建設			出席	出席		出席
"	藤田龍一	(有)藤田組			出席	出席		出席
"	田邊一也	(株)田邊建設			出席	出席		出席
"	植田英喜	(株)植田興業(株)			出席	出席		出席
"	福寿秀剛	福寿建設(株)			出席	出席		出席
建築委員	市原南海男	(有)市原工務店				出席	(欠席)	(欠席)
"	石元信明	(有)北村商事(株)				出席	出席	(欠席)
"	今井淳一	(有)前里工務店				出席	出席	出席
"	亀井義明	旭ブロッック建設(株)				出席	出席	(欠席)
"	島崎 実	第一建設(株)				出席	出席	出席
"	田畑喜幸	(有)ヨシコー建設				出席	出席	出席
"	佃 裕彦	和建設(株)				出席	出席	(欠席)
"	徳廣貴亮	(株)徳工務店				出席	出席	出席
"	中村成博	(有)中村工務店				出席	出席	出席
"	米林利雄	(株)共力社				出席	出席	(欠席)
"	和田晶雄	(有)丸和工務店				出席	出席	出席

委 員 会 規 程

第1条 この規程は、一般社団法人高知県建設業協会（以下「協会」という。）の委員会構成及び運営に関し、必要な事項を定める。

第2条 委員会は、建設業の向上発展のため関係諸事項を調査研究し、その結果を会長に報告すると共に会員に周知徹底を期し協会事業の適正な運営を計ることを目的とする。

第3条 協会に次の委員会を置く。なお必要に応じ特別委員会を置くことができる。

総務委員会

労務委員会

土木委員会

建築委員会

保健委員会

2 各委員会は必要に応じて分科会を置くことができる。

第4条 各委員会は、下記分担事項につき調査研究及び企画並びに審議する。

2 委員会に分科会を置いた場合、その分担事項は委員会で決定する。

総務委員会

- (1) 業界組織の問題に関する事項
- (2) 協会運営に関する事項
- (3) 建設業に関する関係法令、諸制度に関する事項
- (4) 経営合理化、経営の改善、金融、税務に関する事項
- (5) 中小建設業振興に関する事項、並びに、中小建設業関係法令に関する事項
- (6) 会報編集に関する事項
- (7) 工事入札諸制度並びに契約に関する事項
- (8) 所管事項に関する陳情請願建議
- (9) 表彰候補者の推薦に関する事項
- (10) 他の委員会に属さない事項

労務委員会

- (1) 労務関係法令、諸制度に関する事項
- (2) 労務対策の研究、推進に関する事項
- (3) 労働者の労働条件、福利厚生等労務管理に関する事項
- (4) 労務者の賃金管理並びに労務の需給等に関する事項
- (5) 労働者の雇用改善、育成推進に関する事項
- (6) 所管事項に関する陳情請願建議

土木委員会

- (1) 土木関係の法令、諸制度に関する事項
- (2) 労働災害防止対策に関する事項
- (3) 土木工事単価、歩掛等に関する事項
- (4) 土木工法、技術の進歩向上並びに機械化に関する事項
- (5) その他土木に関する事項
- (6) 所管事項に関する陳情請願建議

建築委員会

- (1) 建築関係の法令、諸制度に関する事項
- (2) 建築工事単価歩掛等に関する事項
- (3) 建築工法、技術の進歩向上並びに機械化に関する事項
- (4) その他建築に関する事項
- (5) 所管事項に関する陳情請願建議

保健委員会

- (1) 保健体育に関する事項
- (2) その他健康増進に関する事項

- 第5条 各委員会は、委員長以下つぎの人員で構成し、副委員長を若干名置く。
- 2 総務委員会 20名以内、労務委員会 20名以内、土木委員会 15名以内、建築委員会 15名以内、保健委員会 15名以内とする。
 - 3 特別委員会の委員数については必要に応じて会長が定める。
 - 4 委員会に分科会を置いた場合の分科会々長は、委員会の正副委員長の中より選任する。

- 第6条 各委員会は、役員その他の正会員及び学識経験者の中から会長が理事会の承認を得て委嘱する。その任期は役員の任期に準ずるものとする。
- 2 正副委員長は、当該委員の互選により決定する。

第7条 各委員長は、当該委員会の会務を統括し、会議の議長となる。

2 委員長が不在のときは副委員長が代理する。正副委員長共に不在のときは委員の互選により代表者1名を定める。

第8条 各委員会は、必要ある都度委員長が招集する。

第9条 正会員は、委員会に希望する事項を文書又は口頭にて委員長又は会長に依頼することができる。

第10条 各委員長は、委員会の結果を会長に報告しなければならない。

2 会長は、前項の報告を受けたときは理事会の決定を経て処理するものとする。

第11条 前条による理事会の決定を経るいとまなき場合は会長が専決処分することができる。

2 前項の場合、会長は次の理事会に報告しなければならない。

附 則

この規程は、一般社団法人高知県建設業協会の設立の登記の日（平成25年4月1日）から施行する。

常置委員会委員長名簿 (平成30年度)

所屬	総務委員会		労務委員会		土木委員会		建築委員会		
	氏名	会社名	氏名	会社名	氏名	会社名	氏名	会社名	
土木部会	室戸	橋本博俊	橋本工業(有)	森本昌宏	森本産業(有)	山本 總	(有)山又建設		
	安芸	磯部昌平	(有)磯部組	岩城立郎	(有)岩城組	山本 諭	山本建設		
	南	常徳和也	ｼﾞｮｯﾄﾞｷﾞ建設(有)	鍋島英典	南国建興(有)	田内雅毅	(有)山内組		
	嶺北	豊永英雄	(有)東豊興業	佐古田光昭	(有)長重建設	笹岡洋年	(有)山中建設		
		尾崎憲祐	大旺新洋(有)	川久保満月男	(有)大寿建設	尾崎盛裕	尾崎建設(有)		
		坂本安廣	(有)轟組	木原勇一	入交建設(有)	嶋崎勝昭	(有)晃立		
		三谷 斉	(有)三谷組	小松盛樹	新進建設(有)	田内俊二	(有)轟組		
		三谷勝水	ｼﾞｮｯﾄﾞｷﾞ建設工業(有)	玉木大祐	高陽開発(有)	横山 巖	入交建設(有)		
				前田郁男	大旺新洋(有)				
				山崎一志	高大大建設(有)				
伊野	西村高	(有)土佐土建	近澤克昌	(有)龍生	山本周児	(有)手箱建設			
高吾北	上岡武司	(有)上岡工務店	林 健二	(有)大一一林組	西森 功	(有)西森建設			
高陵	三本稔彦	(有)三本建設	鍋島次郎	(有)鍋島建設(有)	藤田龍一	(有)藤田組			
高幡	田邊 聖	(有)田邊建設	藤田和正	(有)藤田建設	田邊一也	(有)田邊建設			
中村	佐田博	(有)刈谷建設(有)	浜村祥郎	(有)丸三建設	植田英喜	植田興業(有)			
宿毛	所谷昌幸	(有)所谷建設(有)	沢良木基希	沢良木建設(有)	福寿秀剛	福寿建設(有)			
土佐清水	新谷 茂	新谷建設(有)	猪谷昭彦	三崎建設(有)	中島 久	中島建設(有)			
	岸之上康夫	(有)岸之上工務店	市原悦宏	(有)平成技建				市原南海男 (有)市原工務店	
	福家淳也	ﾌｸﾔ建設(有)	野口 隆	(有)宗石建設工業所				石元信明 (有)北村商事(有)	
	益岡博史	(有)益岡工務店	結城裕雅	三和建設(有)				今井淳一 (有)前里里工務店	
	森岡敬雄	(有)開洋						上原昭彦 (有)上原プロジェクト	
	山下繁治	(有)山下工務店						亀井義明 (有)旭ブロック建設(有)	
								島崎 実 (有)第一建設(有)	
								田畑喜幸 (有)ヨシコー建設	
								佃 裕彦 (有)和建設(有)	
								徳廣貴亮 (有)大徳工務店	
								中村成博 (有)中村工務店	
								米林利雄 (有)共力社	
								和田晶雄 (有)丸和工務店	

建築部会

特別委員会(30年度)

○倫理委員会

氏名	所屬	備考
小 松 民 生	倫理委員会事務局・ 公益通報取扱事務所	県警察本部OB
田 所 大 祐	田所法律事務所	弁護士
三 浦 直 人	暴力追放高知県民センター 専務理事	県警察本部OB
中 村 浩 通	元 公正取引協会客員研究員	公正取引委員会OB
渡 邊 法 美	高知工科大	経済・マネジメント学群長 マネジメント学部長 マネジメント学科長

○コンプライアンス委員会

(参考)

2013年発足時は、総務委員会に委員選任を一任することを理事会で決定。

・平成28年度は、次の構成により、人選は総務委員会に一任。

委員構成
①副会長
②総務委員長もしくは副委員長
③総務委員(東部)
④総務委員(西部)
⑤総務委員(幡多)
⑥労務委員長もしくは副委員長
⑦土木委員長もしくは副委員長
⑧支部長会会長
⑨建築部会
⑩下水道部会

新規入会者について

所 属	土木部会 中村支部
商 号	有限会社 中秋クレーン
代表者	中 島 茂 樹
住 所	高知県四万十市国見 630 番地

一般社団法人高知県建設業協会 下水道部会規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人高知県建設業協会（以下「協会」という。）定款第35条の規定に基づき、この下水道部会について必要な事項を定める。

(名称)

第2条 この下水道部会は一般社団法人高知県建設業協会下水道部会（以下「下水道部会」という。）と称する。

(事業)

第3条 この下水道部会では、定款第3条の目的を達成するため、定款第4条に掲げる事業の内、下水道に関する事業を扱う。

(下水道部会員及び下水道部会賛助会員)

第4条 下水道部会員 協会正会員の内建設業法（昭和24年法律第100号）に規定する建設業者で、下水道部会の目的及び事業に賛同する者。

下水道部会賛助会員 下水道部会の目的及び事業に賛同する者。

(入会・入会金)

第5条 下水道部会へ入会を希望する者は、第1号様式による入会申込書に下水道部会員である推薦人2名の署名を添えて下水道部会長に提出しなければならない。

2 前項の入会申込書には第2号様式による誓約書を添付しなければならない。

3 入会承認の可否は次の審査基準により下水道部会理事会が決議する。その結果は定款に定める理事会に報告しなければならない。

(1) 高知県及び高知県内市町村の指名業者

(2) 建設業の許可を受けた後1年以上の営業歴を有する者

4 入会を承認された者は、下水道部会理事会が定める入会金を納めなければならない。

5 下水道部会員の資格は、入会金を納入した日から効力を生ずるものとする。

6 既納の入会金は原則として返還しない。

(下水道部会役員)

第6条 下水道部会に次の役員を置く。

①下水道部会理事 15名以内

②下水道部会監事 若干名

2 下水道部会理事のうち1名を部会長、2名以内を副部会長とする。また、下水道部会専務理事及び下水道部会常務理事を各1名置くことができる。

3 下水道部会理事候補者及び下水道部会監事候補者は総務専門委員会で選出し、正副下水道部会長の承認を得たものを、下水道部会総会の決議により選任する。

4 下水道部会長は、下水道部会理事の互選により決定する。

5 下水道部会役員の任期は定款第16条の規定を準用する。

6 定款12条に規定する下水道部会選出の役員は、下水道部会役員から選出する。

7 下水道部会理事及び下水道部会監事に関する事項は定款の規定を準用する。

(下水道部会総会)

第7条 下水道部会総会は下水道部会員全員をもって組織する。

2 下水道部会総会で決議する事項について、下水道部会員全員が書面によって承認した場合は、当該提案を可決する旨の下水道部会総会の決議があったものとみなす。

3 その他必要な事柄は定款の規定を準用する。

(下水道部会理事会)

第8条 下水道部会に下水道部会理事会を置く。

2 下水道部会理事会は下水道部会理事全員をもって構成する。

3 下水道監事は、下水道理事会に出席し、必要があると認めるときは意見を述べなければならない。

4 その他必要な事柄は定款の規定を準用する。

(下水道部会専門委員会)

第9条 下水道部会に次の下水道に関する専門の委員会を置く。

総務専門委員会

技術専門委員会

労務安全専門委員会

2 前項の他必要に応じて特別委員会を設置することができる。

3 各委員会の分担事項は次の通りとする。

総務専門委員会

- (1)下水道業界組織に関する事項
- (2)下水道部会の運営に関する事項
- (3)他の委員会に属しない事項

技術専門委員会

- (1)下水道関係の法令諸制度に関する事項
- (2)下水道工事に関連する単価、歩掛等に関する事項
- (3)工法、技術の進歩向上及び機械化に関する事項

労務安全専門委員会

- (1)労務関係法令及び諸制度に関する事項
 - (2)労働災害防止対策の充実促進に関する事項
 - (3)安全衛生パトロールの実施に関する事項
 - (4)その他安全衛生に関する事項
- 4 委員は下水道部会長が下水道部会理事会の承認を得て委嘱すものとし、その任期は下水道部会役員の任期に準ずる
 - 5 各委員会は10名以内をもって構成し、委員長1名と副委員長若干名を置く。
 - 6 正副委員長は当該委員会委員の互選により決定する。

(会 計)

- 第10条 下水道部会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。
- 2 下水道部会の会計帳簿は次の通りとする。
 - ①金銭出納帳
 - ②元帳
 - ③銀行勘定帳
 - ④その他必要な補助簿
 - 3 下水道部会の金銭出納は、下水道部会長の印章を捺印した振替伝票によらなければならない。
 - 4 下水道部会の取引銀行は四国銀行もしくは高知銀行とする。
 - 5 下水道部会事務局長の専行にてできる支出は次の通りとする。
 - ①旅費の概算及び清算
 - ②予算規定科目（予備費を除く）の一件三万円未満の支出
 - 6 下水道部会の金銭支出には、特別の場合を除き、外証書類を添付しなければならない。
 - 7 その他会計について必要な事柄は、下水道部会理事会において定める。

(会費)

第11条 下水道部会員は、下水道部会運営費を納入しなければならない。

2 下水道部会運営費の下水道部会員負担額は、別表第1の基準により、毎年度当初に下水道部会理事会で定める。

3 特別の事由により徴収の必要が生じた場合、下水道部会長が下水道部会理事会の決議を経て、徴収することができる。

4 既納の部会運営費は原則としてこれを返還しない。

5 下水道部会員が下水道部会運営費を滞納した場合は、定款第7条及び10条の規定を準用する。

6 下水道部会賛助会員の下水道部会運営費は、下水道部会理事会において定める。

(旅費)

第12条 役員及び事務局職員が下水道部会用務のため出張するときは、別表第2に定める旅費を支給する。

(慶弔)

第13条 下水道部会員及び事務局職員の慶弔は、別表第3に定める基準により金員を贈与する。

附 則

この規程は、一般社団法人高知県建設業協会の設立の登記の日（平成25年4月1日）から施行する。

附 則

この規程は、平成27年3月27日から施行する。

下水道部会規程の改定について（案）

1. 第6条3項（下水道部会役員）

【改正前】

下水道部会理事候補者及び下水道部会監事候補者は、総務専門委員会で選出し、正副下水道部会長の承認を得たものを、下水道部会総会の決議により選任する。

【改正後】

下水道部会理事候補者及び下水道部会監事候補者は、下水道部会正副部会長が選出し、理事会の承認を得たものを下水道部会総会の決議により選任する。

2. 第6条4項（下水道部会部会長・副部会長）

【改正前】

下水道部会長は、下水道部会理事の互選により決定する。

【改正後】

下水道部会長は、下水道部会理事の互選により決定し、副部会長は部会長により任命する。

H30. 5. 18（総会に上程）

理事会・組織委員会

スケジュール

平成30年6月29日（金）

会 議	開催時間	会 場	ご対象者
理 事 会	14:30～	三翠園 1階 富士の間	理事・監事
合同組織委員会	15:00～	〃	理事・監事 各委員会委員
高知労働局雇用環境均等室 説明会 「働き方改革推進における 助成金制度について」	15:30～	〃	理事・監事 各委員会委員
総務委員会	合同委員会終了後 16:00頃	三翠園 1階 (当日ご案内)	総務委員
労務委員会	〃	〃	労務委員
土木委員会	〃	〃	土木委員
建築委員会	〃	高知県建設会館 建築部会事務所	建築委員
〔 理事会・組織委員会 合同懇親会 〕	17:30～	三翠園 1階 富士の間	理事・監事 各委員会委員